

## 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、京都市立高校グローバルリーダー育成研修（以下「育成研修」という。）の実施に伴う費用（仲介する旅行代理店に支払う生徒1人当たりの旅行費用をいう。以下同じ。）の補助に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 生徒 市立高校に在籍する生徒をいう。
- (2) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (3) 算定基準額 補助金の交付の申請があった月が属する年度を法律施行令第1条2項第1号に規定する就学支援金支給年度とみなして同項の規定に基づき算定した算定基準額

(交付の対象)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別に定める育成研修（事前研修・事後研修含む。以下同じ。）及び教育委員会の指定する活動に参加する生徒の保護者等とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助対象者一人当たりの補助額は、補助対象経費のうち、別表の左欄に掲げる保護者等（保護者等が複数いる場合は全員）の算定基準額に応じて、同表の中欄に掲げる補助割合を乗じた額（1,000円未満切り捨て）とし、その額が同表の右欄の補助上限額を上回るときは、補助上限額とする。ただし、所得税法に規定する非居住者であり、又はあったことを理由に別表（1）の項に該当する場合にあっては、申請があった月の前年（申請があった月が4月から6月までの月である場合は前々年）における保護者等の実際の収入を基に算出した額を算定基準額として、別表の規定を適用する。

(交付の申請)

**第5条** 条例第9条の規定による申請は、申請書によって、育成研修における海外出発の30日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 保護者等の算定基準額を証する書類
- (2) その他別に定める書類

(標準処理期間)

**第6条** 市長は条例第9条による申請が到達してから50日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(取消し)

**第7条** 前条において承認の決定がなされた後であっても、次の各号に掲げる行為を行った場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく育成研修を欠席したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (3) 事業の趣旨や応募資格にふさわしくない行為等を行ったとき。

(変更等の承認の申請)

**第8条** 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(補助金の概算払い及び委任)

**第9条** 補助対象者は、市長が補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払いを受けることができる。この場合において、事業終了後速やかに精算する。

2 補助対象者は、補助金の全部の請求、受領、実績報告及び精算の手続を、育成研修を仲介する旅行代理店に委任することができる。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた場合における条例第18条第1項に規定する書類は、補助金精算書とする。

(事業完了の届出)

**第10条** 条例第18条の規定による実績報告は速やかに、実績報告書によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことがわかる書類（領収書等）
- (2) その他別に定める書類

(経由)

**第11条** この要綱に基づき市長に書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の長を経由しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 育成研修に全く参加しなかったとき、又は正当な理由なく育成研修の途中で当該研修から離脱したとき。
- (3) 事業の趣旨や応募資格にふさわしくない行為等を行ったとき。

(補則)

**第13条** この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

	保護者等の算定基準額	補助割合	補助上限額
(1)	生活保護世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	4 / 4	—
(2)	105,000円未満	3 / 4	—
(3)	105,000円以上217,700円未満	1 / 2	200,000円
(4)	217,700円以上304,200円未満	2 / 5	150,000円
(5)	304,200円以上	1 / 5	75,000円